

被保険者保険料負担軽減措置について（抄）

平成 31 年 3 月 11 日
船員保険協議会

本協議会においては、昨年 7 月から 4 回にわたり、今後の収支見通しや被保険者の負担軽減措置に係る準備金の残高見込み等を踏まえ、今後の当該負担軽減措置のあり方について議論を行ってきた。

当協議会における当該負担軽減措置の今後のあり方について、以下のとおり整理する。

（略）

- 負担軽減措置を開始した当初の当該措置に係る準備金は約 200 億円であったが、このまま 0.50%の控除を続けた場合には、2025 年度中には当該準備金が枯渇する見通しとなっている。財源となる準備金が枯渇した場合には負担軽減措置は終了し、被保険者の負担保険料率は本来の保険料率の二分の一となる。
- 被保険者負担を急激に増加させることは望ましくなく、徐々に控除する率を低減しソフトランディングさせることが必要であるとの考えから、2022 年度から 2025 年度まで 0.1%ずつ控除率を引下げていく。
なお、2026 年度の控除率については、2025 年度末における当該措置に係る準備金の残高見込みを踏まえ、改めて当協議会において決定する。
- 2022 年度以降、控除率の引下げにより被保険者の負担が増加することについて、被保険者及び船舶所有者が混乱を来さないよう周知・広報を徹底していく。

（略）